

令和 8 年度

業務番号.....メンテ 第 834-1 号

.....国道 103 号外トンネル定期点検.....業務委託

特記仕様書

.....十和田市 大字 奥瀬外 地内

青森県上北県土整備事務所

第 1 章 総 則

第 1 条 共通仕様書等の適用

本業務の施行にあたっては、青森県県土整備部制定「設計業務等共通仕様書」によるほか、特記仕様書に基づき実施しなければならない。

共通仕様書と特記仕様書が一致しない条項は、特記仕様書が優先する。

第 2 条 委託業務日数又は履行期限

1. 業務日数 日

2. 履行期限 令和 8 年 12 月 25 日

第 3 条 照 査 技 術 者

本業務については照査技術者を配置すること。

第 4 条 担 当 技 術 者

本業務については担当技術者を配置することとし、本業務の点検及び診断を実施する者は、以下のいずれかの資格を有するものであること。

- ①. 技術士（建設部門-トンネル）
- ②. 技術士（総合技術監理部門-トンネル）
- ③. R C C M（トンネル）
- ④. 国土交通省登録技術者資格（トンネル-点検・診断等）
- ⑤. 上記①～④と同等以上の能力を有すると道路トンネルの管理者が認めた者

第 5 条 打 ち 合 わ せ 等

設計業務着手時、設計業務の主要な区切り及び設計業務完了時において行う打ちはわせは、...3...回とする。設計業務の主要な区切りは、...現地踏査終了後とする。

なお、設計業務着手時及び設計業務完了時の打ちはわせには、管理技術者及び照査技術者が立ち合うものとする。

第 6 条 設 計 業 務 計 画

本業務における業務計画書は、第 1 回打ちはわせ後、速やかに提出するものとする。

第 7 条 資 料 の 貸 与

貸与する図書及びその他の関係書類は下記のとおりとする。

H28 年度 第 824 号 国道 102 号外トンネル定期点検業務委託報告書.....

R3 年度 メンテ第 834 号 国道 102 号外トンネル定期点検業務委託報告書.....

.....

第8条 履 行 報 告

受注者は、契約書第15条の規定に基づき、履行状況を別に定める様式に基づき作成し、調査職員に提出するものとする。

第9条 「参考資料」

特記仕様書の外に提示する「参考資料」は、指名参加業者の迅速な見積もりに対しての一資料であり、委託契約上は拘束力を生じさせるものではないことに留意して下さい。

第 2 章 業 務 内 容

第1条 設 計 条 件

設計条件は、下記のとおりとする。

工 種 作 業 条 件

本業務は、青森県が管理する道路トンネルを対象として、「道路トンネル定期点検要領(令和6年3月 国土交通省道路局)」(以下「点検要領」という。)に基づき、道路トンネルの変状・異常を把握、診断し、当該道路トンネルに必要な措置を特定するために必要な情報を得るためのものであり、安全で円滑な交通の確保や第三者への被害の防止を図るためなど、トンネルに係る維持管理を適切に行うために必要な情報を得ることを目的に実施する。

本業務を担当する技術者は、意図を的確に把握し、点検に手戻りが生じることのないように細心の注意を払い、履行しなければならない。

1. 計画準備

点検に必要な資料の収集・出力、業務計画書及び実施計画書作成、現地踏査、及び関係機関との協議資料作成等を行う。

(1) 計画準備

貸与された資料及び現地踏査結果より業務計画書及び実施計画書の作成を行う。

(2) 資料収集整理

業務計画書及び、詳細なトンネル毎の点検計画となる実施計画書等の作成に必要な関連資料等の収集を行う。

(3) 現地踏査

定期点検に先立って現地踏査を行い、トンネルの変状(劣化・損傷等)程度を把握する他、トンネルの立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の概況を調査して記録(写真撮影含む)する。

(4) 関係機関協議

定期点検において必要な関係機関との協議用資料、説明用資料の作成を行う。

2. 点検

「点検要領」に基づき、トンネル点検車等を用いて、トンネル本体工及び附属物の取付金具類やアンカー等を近接目視(必要に応じて触診や打音等の非破壊検査等を併用)にて行う。

必要に応じて、利用者被害の可能性のあるコンクリートのうき・はく離部の撤去や附属物の取付け状態の改善を行う等の応急措置を講じる。

3. 調査

必要に応じて、ひび割れ進行性調査、漏水調査、覆工背面空洞調査・解析等を行う。

4. 診断

点検または調査により、トンネル本体工の変状等の健全性の診断を外力、材質劣化、漏水の変状に区分して行うものとする。

また、材質劣化または漏水に起因する変状はそれぞれの変状毎に、外力に起因する変状は覆工スパン毎に、健全性の診断を行う。また、応急対策および本対策の必要性およびその緊急性の判定を行う。

変状毎および覆工スパン毎に得られた外力、材質劣化、漏水に関する各変状のうちで最も厳しい変状等の評価を採用し、その覆工スパン単位での健全性とする。さらに各トンネルの各覆工スパン単位での最も評価の低い健全性を採用し、そのトンネル単位の健全性とする。

なお、健全性の診断結果が区分Ⅲまたは区分Ⅳと判定された際には、発注者に対し別途詳細な説明の上、対応について協議すること。

附属物の取付け状態に対する判定（以下「異常判定」という。）は、点検員が現地にて判定区分を用いて行う。

5. 報告書等作成

点検・調査結果及び診断結果をもとに「点検結果調書」を作成し記録するものとする。

「道路トンネル定期点検要領(令和6年3月 国土交通省道路局)」による様式(国土交通省ホームページ (<http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/yobohozen.html>) 「道路トンネル記録様式」)を作成し、提出すること。

また、必要に応じて道路管理者が保有するトンネル台帳等の記載事項を補完するために、現地計測を行う。

点検業務の成果として、作成した資料や点検結果調書等のとりまとめを行うとともに、応急対策及び、本対策に必要となる概算工事費の算出を行う。なお、作成した点検結果調書については、電子媒体でも納品すること。

第3条 その他

- － 1) 完成検査の予定については、実施予定の前月15日までに予定日を調査職員に報告のこと。
- － 2) 色彩等の景観の検討については、青森県景観条例に基づき、「青森県公共事業景観形成基準」及び「青森県景観色彩ガイドプラン」を遵守しなければならない。
- － 3) 防犯に配慮した環境の検討については、「防犯に配慮した設計ガイドライン」を遵守しなければならない。
- － 4) 「青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例」(青森県リサイクル製品認定制度)第9条第1項の規定により制定された、「青森県認定リサイクル製品優先使用指針」を遵守しなければならない。
- － 5) 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。
- － 6) 本業務は、受発注者協力のもと、建設業の働き方改革推進のため、ウィークリースタンス等の推進を図ることとし、下記の事項について業務着手前に受発注者間で共有し、業務を進めていくこととする。
 - 1. 打ち合わせ時間の配慮
打ち合わせは、勤務時間内におこなう。
 - 2. 資料作成依頼の配慮
資料作成依頼は、休日等に資料を作成しなければならない状況が発生しないよう十分に配慮する。
 - 3. ワンデーレスポンスの再徹底
問い合わせに対して、ワンデーレスポンスを徹底する。

第3章 成果品

第1条 成果品の提出

成果品は共通仕様書で定める他、次のものを提出すること。

- 1. 報告書
 - (1) 電子媒体 (CD-ROM) 2部
 - (2) 紙媒体 (簡易なファイルにとじたもの、図面含む) 1部
- 2. その他
 - (1) 現地調査写真集 1部(報告書電子媒体に含む)

.....
.....
.....
.....
.....

設計業務等に関する提出書類一覧表

(1) 契約書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
建設管理課	業 務 工 程 表	契 約 後 14 日 以 内	1	3 条
建設管理課	管 理 技 術 者 通 知 書	契 約 後 遅 滞 なく	1	10 条
調査職員	業 務 履 行 報 告 書	毎月 1 回、調査職員の指定日	1	15 条
調査職員	完 成 届	業 務 を 完 了 した とき	1	32 条
調査職員	業 務 成 果 引 渡 書	引 渡 の と き	1	32 条
調査職員	請 求 書	引 渡 の と き	1	33 条

(2) 契約書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
建設管理課	照 査 技 術 者 通 知 書	設計図書で定められている 場合、契約後遅滞なく	1	11 条
建設管理課	管理(照査)技術者変更通知書	変 更 の 都 度	1	10 条・11 条
調査職員	貸 与 品 借 用 書	貸 与 時	1	16 条
調査職員	貸 与 品 返 還 書	返 還 時	1	16 条
調査職員	履行期間の変更請求書	変更を必要とするとき	1	23 条
調査職員	部 分 使 用 同 意 書	発注者が部分使用を請求したとき	1	34 条
調査職員	指定部分に係る(又は、引渡 部分に係る)業務完了報告書	設計図書に定められた期日	1	38 条

(3) 仕様書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
調査職員	業 務 計 画 書	契 約 締 結 後 14 日 以 内	1	1112 条
調査職員	業 務 打 合 簿	そ の 都 度	1	(契)2 条 (仕)1110 条他

(4) 仕様書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
調査職員	担 当 技 術 者 届	担当技術者を定めた場合	1	1109 条
調査職員	担 当 技 術 者 変 更 届	そ の 都 度	1	1109 条
調査職員	照 査 報 告 書	業 務 完 了 後	1	1108 条
調査職員	身 分 証 明 書 交 付 願	必 要 な 時	1	1116 条
調査職員	事 故 報 告 書	事 故 が 発 生 した とき	1	1132 条
調査職員	新 技 術 活 用 計 画	NETIS 登録技術の活用を希望するとき	1	1139 条
調査職員	活 用 効 果 調 査 票	業 務 完 了 後	1	1139 条
調査職員	生 産 性 向 上 提 案 書	後段階の設計において 一層の生産性向上の検討の 余地が残されている場合	1	1209 条

数量総括表

業務名	国道103号外トンネル定期点検業務委託			業 種 項 目	土木設計業務 道路施設点検	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
道路施設点検		式		1		
トンネル定期点検		式		1		
計画準備		式		1		
計画準備		トンネル		4		
資料収集整理		トンネル		4		
現地踏査		トンネル		4		
関係機関協議	宇樽部トンネル（文化庁）	トンネル		1		
状態の把握（点検）		式		1		
点検（表面）	ひび割れ密度 $0.0 < C \leq 0.1$ m/m ²	m ²		37,923.3		
点検（路面）	ひび割れ密度 $0.0 < C \leq 0.1$ m/m ²	m ²		20,078.2		
健全性の診断		式		1		

数量総括表

業務名	国道103号外トンネル定期点検業務委託				業 種 目	土木設計業務 道路施設点検	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要	
健全性の診断		トンネル		4			
報告書等作成		式		1			
報告書の作成		トンネル		4			
定期点検記録様式の作成	ケース3	m2		37,923.3			
打合せ協議		式		1			
打合せ協議	中間1回	業務		1			
直接経費		式		1			
直接経費		式		1			
旅費交通費		式		1			
旅費(率計上・宿泊無)		式		1			
電子成果品作成費		式		1			

数量総括表

業務名	国道103号外トンネル定期点検業務委託				業 種 目	土木設計業務 直接経費	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要	
電子成果品作成費（設計）		式		1			
機械経費		式		1			
投光機材経費		式		1			
トンネル点検車賃料		日		12			
安全費		式		1			
交通誘導警備員		式		1			
直接原価（その他原価除く）		式		1			
その他原価		式		1			
一般管理費等		式		1			
設計業務価格		式		1			